

不動産取得税について

不動産取得税とは、家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・交換・贈与などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

上北県税事務所から送付される納税通知書により、納期限までに、銀行・郵便局またはコンビニなどで納付をお願いします。

また、スマートフォンアプリやインターネット上の専用サイト「地方税お支払サイト」から、電子マネーやクレジットカードなどで納付することもできます。

税率など詳しくは、お問い合わせください。

問上北県税事務所課税課

☎ 0176-22-8111（内線 207・208）

☆ 募 集

十和田市雨水管理総合計画(案) への意見募集

市では、効率的かつ計画的な雨水対策を推進し、浸水被害の予防・軽減を図ることを目的に、雨水管理総合計画の策定を進めており、当該計画案に対する市民の皆さんのお意見を募集しています。

募集期限 1月 13 日(火)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問下水道課☎ 0176-25-4015

FAX 0176-25-4016

メール gesuido@city.towada.lg.jp

市ホームページはこちらから▶



【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先 総務課広報男女参画係☎ 0176-51-6702

証明書がコンビニでも取得できます



マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です

利用時間 6:30~23:00

(各店舗の営業時間内※システムメンテナンス日は除く)

【利用できる店舗】

- セブンイレブン
- ファミリーマート
- ローソン
- ミニストップ
- その他マルチコピー機を設置している店舗

【取得できる証明書】

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 戸籍の附票の写し
- 課税証明書

移住ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」

This Cherished Life.

あなたらしい暮らし
ここ「とわだ」にあります。



- 十和田市の魅力や暮らしの情報を発信
- 移住者インタビュー記事を随時更新
- 移住支援情報を掲載
- 十和田市の風景が楽しめる画像を毎月更新